

諮問番号：平成30年度諮問第3号  
答申番号：令和元年度答申第1号

## 答申書

### 第1 審査会の結論

審査請求人が平成30年9月6日に提起した、豊田市(以下「処分庁」という。)が平成30年8月16日付けで行った債権差押処分(以下「本件差押処分」という。)についての審査請求は、却下されるべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件差押処分の取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

- (1) 平成14年当時に前市長の市長代行に固定資産税の納付の留保を承諾してもらっており、市長が変わっても継承されるはずで、留保もされず、延滞金も発生するのは不当である。
- (2) 平成25年4月25日提出の納付誓約書(以下「本件誓約書」という。)に基づく分納を解消した覚えはないと認識しており、平成28年11月22日に100,290円を一括納付した以降は、処分庁からの納付書も届かなかった。
- (3) 処分庁からの呼び出しに応じてバランスシート等で収支も明らかにし、自らが抱えている裁判での敗訴等が原因で納税ができる資力がない事情を説明しているにもかかわらず、事前通知もなく、年金振込口座の残貯金額全てを差し押さえた本件差押処分は、憲法が認める主権を奪うものである。

### 第3 処分庁の弁明の要旨

#### 1 弁明の趣旨

主位的に本件審査請求の却下を、予備的に本件審査請求の棄却を求める。

#### 2 弁明の骨子

##### (1) はじめに

本件審査請求の争点について、本件処分が適法かつ正当である理由を説明するが、そもそも本件審査請求は回復すべき法律上の利益を欠くもので、速やかに却下されるべきものである。

##### (2) 審査請求の却下について

債権差押処分は、第三者から差し押さえた債権を取り立て、徴収金への充

当を完了することにより、当該差押処分は目的を達成して消滅する。

本件において、平成30年8月16日に本件差押処分に基づき第三債務者から差押債権を取り立て、同日付け差押調書（謄本）と同月20日付け配当計算書兼充当通知書を審査請求人に送付し、同月27日に充当を行ったことにより、本件差押処分は、その効力を既に失っている。

したがって、本件審査請求は、回復すべき法律上の利益を欠くもので、速やかに却下されるべきものである。

(3) 本件差押処分は、次のことから適法である。

ア 処分庁は、審査請求人が主張する固定資産税の納付の留保を約束していない。

イ 本件差押処分は、審査請求人が納付すべき徴収金について、督促状を送付した日から起算して10日を経過した日までに完納せず、分納約束も不履行となったことから、地方税法（昭和25年法第226号）第373条第1項第1号及び第728条第1項第1号の規定により、適法に実施したものである。

ウ 本件差押処分の事前通知の送付は、債権差押処分の要件ではない。

エ 本件誓約書に添付した滞納金明細書に、平成19年以後の課税に係る延滞金についても記載されており、延滞金に関する審査請求人の主張には理由がない。

(4) 本件差押処分は、次のことから妥当である。

ア 審査請求人の分納約束は、平成28年4月以降不履行となっており、平成28年11月22日に一時的な納付があったものの、同日を最後に納付はなされなかった。その後の処分庁による催促に対しても、審査請求人からの完納に向けた真摯な対応はなく、分納約束による期限の利益は当然に喪失している。

イ 平成30年5月15日及び同年8月16日に行った審査請求人の財産調査で、貯金口座の出入金が判明した。

給与債権等と異なり、貯金債権の差押えについては、差押禁止の範囲が定められておらず、貯金債権全額を差し押さえることが可能である。

ただし、審査請求人の当面の生活費を確保するという配慮から、平成30年8月中に500,000円の出金が行われ、次の年金入金時までの生活費は保有されていると考えられたため、口座の残貯金全額を差し押さえたものである。

#### 第4 審理員意見書の要旨

##### 1 審理員の意見

次のとおり、本件審査請求は不適法であるから、却下されるべきである。

## 2 意見の理由

### (1) 本件差押処分を取り消す法律上の利益について

ア 行政不服審査法（平成26年法律第68号）は、国民の「権利利益の救済」を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とすると規定している（第1条第1項）。

この規定は、審査請求の利益、すなわち処分の取消し又は変更によって回復すべき法律上の利益を有する者のみが審査請求をすることができ、当該利益が存在しなければ、当該審査請求は不適法になることを定めているものである。

イ ところで、本件差押処分は、審査請求人の固定資産税及び国民健康保険税の滞納処分として国税徴収法（昭和34年法律第147号）に規定する滞納処分の例によって行われたものであるところ、同法第67条第1項及び第3項の規定によれば、徴税吏員が滞納処分として債権の差押えをして金銭を取り立てた場合には、取り立てた金銭は差押えと同時に滞納市税に充てられたこととなり、債権差押処分はその目的を達してその法的効果が消滅し、当該差押処分の取消しによって回復すべき法律上の利益は存在しないと解される。

ウ これを本件についてみると、処分庁は、平成30年8月16日に本件差押処分を行い、貯金債権の取り立てを完了していることから、本件差押処分はその目的を達してその法的効果が消滅しており、取り消すべき処分は存在せず、これを取り消しても審査請求人の貯金債権が回復されるものでもないため、審査請求人が本件差押処分の取消によって回復すべき法律上の利益は存在しない。

以上から、本件審査請求は、審査請求の利益を欠くことから不適法であり、却下を免れない。

### (2) 本件差押処分に係る違法性又は不当性の有無について

上記(1)により、本件審査請求は却下されるべきものと解するが、審査請求人及び処分庁の主張を踏まえ、その余の争点についても以下のとおり検討する。

#### ア 法令に定める差押えの手続の履行について

地方税法が滞納処分について例によるとしている国税徴収法は、同法第47条以下において滞納処分に係る差押えの要件等を規定しており、本件差押処分に関する規定は次のとおりである。

(ア) 国税徴収法第54条は、徴収職員は、滞納者の財産を差し押さえたときは、差押調書を作成し、その財産が債権であるときは、その謄本を滞納者に交付しなければならないとしている。

(イ) 国税徴収法第62条第1項は、債権の差押えは、第三債務者に対する

債権差押通知書の送達により行うとしている。

本件についてこれをみると、処分庁は、市税の納期限から40日以内に未納の市税に係る督促状を発送することとしており、本件差押処分に係る督促状は平成19年5月24日から平成30年5月21日までにかけて随時発送された記録が確認できる。続いて、本件差押処分は平成30年8月16日付けで行われているところ、本件差押処分に係る未納の市税に関する最後の督促状が平成30年5月21日付けで発送されていることから、審査請求人が、督促状を発送の日から起算して10日を経過した日までに市税を完納していないことは明らかである。

そして、処分庁は、平成30年8月16日付けで差押調書を作成し、審査請求人に対し、当該差押調書の謄本を交付するとともに、同日付けで第三債務者に債権差押通知書を送達したことが確認できる。

この点につき、審査請求人は、事前通知がなかったことが不当である旨を主張するが、差押処分は、市税債権の履行を実現するため納税者の意思にかかわらず強制的に行われるものであって、国税徴収法等は、事前に納税者に通知や協議を行うことは要求しておらず、事前通知は差押処分の手続要件ではない上に、差押えについて事前通知することは、財産保全という差押えの目的の達成を阻害する恐れもあるから、事前通知をしなかったとしても、差押処分を不当とする理由にはなり得ない。

以上により、本件差押処分に係る手続は、法令にのっとり適正に行われている。

#### イ 納付の留保及び延滞金の発生について

処分庁は、滞納者が地方税法第373条第1項第1号及び第728条第1項第1号の要件を満たした後も、直ちに差押処分を行うことなく、滞納者との相談に基づき、完納に向けての計画を策定し、本税及び延滞金に係る債務の承認並びに当該計画に基づく完納の約束と引換えに、納付すべき額を分割し、納付すべき期限を設定することで、滞納者に期限の利益を付与するという実務上の手続として分納約束を認めているのである。分納約束は法令で定められた手続ではないことから、分納約束により本来の納期限が延長されたり、延滞金の計算期間が免除される等の効果を生じるものでもない。

審査請求人は、平成14年当時に前市長の市長代行に固定資産税の納付の留保を承諾してもらったと主張するが、このような事実は確認できなかった。

また、平成30年8月13日を基準日とする未納明細書に記載のとおり、市税の未納額について、督促状を発送の日から起算して10日を経過しているにもかかわらず納付しておらず、また、未納に伴う延滞金についても

市税に加算して納付しなければならないが、これを納付していなかった事実が確認できる。

以上のことから、納付が留保されず、延滞金も発生するのは不当であるとする審査請求人の主張には理由がない。

#### ウ 分納約束による期限の利益の喪失について

審査請求人は、既に述べたとおり、分納約束により期限の利益を得ていた。しかしながら、審査請求人は、平成28年4月分以後、月額6,000円分の分納約束が不履行となっており、同年11月に未納6か月分とその後10か月相当分の先払いという名目で、100,290円を納付したものの、その後の納付は確認できていないため、平成29年9月以降の分納約束は不履行の状態にあったといえる。そして、その後の市の催促に対しても審査請求人からの完納に向けた真摯な対応があったとはいえない。

#### エ 貯金債権の全額差押えについて

国税徴収法には、貯金債権に係る差押禁止の範囲が定められていない。また、同法第77条は、社会保障制度に基づき支給される退職年金等に係る債権等について、一定の額の差押えを禁止しているものの、本件差押処分に係る債権は貯金債権であり、また、年金以外の収入も振り込まれていることから、同条の制約は受けないと解釈する。加えて、処分庁は、審査請求人の残貯金全額の差押えに当たって、直近の出金履歴及び金額を把握し、当面の生活費が確保されているかどうかを勘案し、平成30年8月中に500,000円の出金がなされた事実を確認した上で本件差押処分を行っており、また、年金が振り込まれた翌日に執行するなど、一定の配慮が伺えることから、貯金債権の全額を差し押さえたことは、違法又は不当には当たらないと解すべきである。

以上から、仮に何らかの審査請求の利益が認められたとしても、本件差押処分について違法又は不当とする理由はない。

## 第5 調査審議の経過

審査会の処理経過は以下のとおりである。

平成30年	8月16日	審査請求に係る処分
平成30年	9月6日	審査請求
平成31年	1月23日	審査庁から諮問受理
令和元年	5月13日	第1回審議

## 第6 審査会の判断の理由

### 1 本件審査請求について

(1) 行政不服審査法に基づく処分についての審査請求は、行政庁の処分の存在

を前提として、当該処分が違法又は不当であるために侵害された国民の権利利益の救済を図ることを主たる目的とするものである。

それゆえ、処分の法的効果が消滅し、処分の取消しによって回復すべき法的利益が存在しなくなったときは、当該処分の取消しを求める審査請求の利益は存在しないため、その処分の取消しを求める審査請求は却下すべきと解される。

- (2) 本件審査請求についてみるに、本件差押処分により差し押さえられた債権（貯金債権）は、本件審査請求があった時点で既に取立てが終了しているため、本件差押処分はその目的を達しており、処分の法的効果は既に消滅していることになる。

したがって、本件審査請求は、既に法的効果が消滅した処分に対して行われたものであるため、審査請求の利益がなく、本件差押処分に係る違法又は不当の有無について判断するまでもなく、不適法として却下すべきである。

## 2 結論

上記のとおり、本件審査請求は不適法であるため、却下すべきである。

豊田市行政不服審査会

会長 北見 宏介

委員 北口 雅章

委員 近藤 教昭

委員 竹内 千賀子

委員 佐野 雅志